

重点推進施策

第1節 重点推進活動の考え方

- 地域福祉活動は、小地域福祉活動計画などの策定を通じて、各地区でその地域の実情やニーズ、課題に応じた取り組みを推進していくことが基本になります。したがって、一律に計画を定め、地域での実施を求めることは、小地域福祉活動計画策定後の地域の体制や地域福祉の考え方から見ても、望ましいことではありません。
- しかし、すべてが「地域任せ」ではなく、松阪市全体として取り組みを進めていくことが望ましいと考えられる活動もあるはずです。実践プランでは、そうした活動を「重点推進施策」とし、松阪市全体として取り組むべき活動内容として提案します。
- 第1期計画の基本理念や基本目標を継承しつつ、住民協議会でのアンケート、市民アンケート、地域福祉計画策定委員会での意見、第1期計画の市、社会福祉協議会の評価などを踏まえて、次のような重点推進活動を提案します。
- 重点推進活動として、4つの重点推進項目の中からそれぞれの地域の実情に応じて取り組むべき項目を地域とともに考え、支援を行っていきます。

第2節 重点推進活動の内容

重点推進項目① 地域福祉の「土台」としてのつながりづくりのための取り組み

住民協議会のアンケートや計画の策定委員会での意見の中でも、地域福祉の様々な取り組みの土台になるのは、地域でお互いに気にかけて、助け合ったりする意識や日ごろからの地域でのつながりであることが共通認識として示されています。お互いに助け合う取り組みを進めようと思っても、こうした土台や基礎がなければ取り組みを進めることは難しくなります。こうした意識やつながりは活動を通じて作り出していくことも必要ですが、日ごろからのあいさつやご近所同士での付き合いが重要になります。

市民アンケートでも明らかになったように（第2章第3節を参照）、多くの住民は地域での何らかの助け合いが必要であると考えています。一方で、そうしたつながりを持っていない人が増えていることも事実です。調査からも、居住年数の短い人や年齢の若い人が地域との関係が希薄であることが示唆されました。

そこで、たんにいわゆる「仲間内だけ」で「あいさつをする」とか「行事をする」

ということだけでなく、意識的に若い人や新たに地域に加わった人にも声かけをし、積極的に地域活動に巻き込んでいくことも必要です。「若い人が参加してくれない」「新しく住民になった人が地域活動に参加しようとしな」と嘆く前に、こうした人が何を求めているか、どうすれば一緒に活動できるか考えてみる必要があるかもしれません。そして、こうした人を将来の地域活動を担う人材として育成していくことも地域のリーダーの重要な役割であると考えられます。

実施項目① 多くの人を巻き込んだ地域福祉活動の展開

具体的には、地域福祉活動にかかわる関係者がつながりの希薄化を嘆くだけでなく、自ら積極的に「自分を開き」、声をかけてみることから始めてみるのが大切です。また、リーダーが率先して新しい視点を取り入れた活動を展開し、マンネリ化に陥らないような努力も必要です。

そして、地区全体として「あいさつ運動」を推進することや、様々な行事や親睦を通じてこうした「つながり」を作り出していくことも重要です。

さらに、行事を開催する場合には、独居の高齢者や障がいのある方、子育てをしている方など、多様な人が参加できるような工夫をし、運営には若い世代を巻き込んでいくなど、だれでも参加しやすくするための取り組みをしていくことが「土台づくり」として大切になります。

地域連携活動サポートチームとも連携しながら、地域の活動や行事にこれまでは参加できていなかった人を巻き込んでいくことが大きな目標になります。

重点推進項目② 災害時要援護者カルテの作成と日常の見守り体制の強化

地域の絆と平時の備えで安心安全なまちづくり

住民アンケートや住民協議会のアンケートからも、大規模地震など自然災害時に要援護者を把握し、迅速に対応するための「要援護者カルテの作成」が今後取り組むべき活動として認識されていることがわかりました。

過去の災害では、発災後ご近所同士の助け合いにより、いのちを救われた方々が数多く存在したという事実が語られています。つまり、限られた時間の中では自助、共助が最も重要であるといえます。そのため“いざ”というときに迅速な対応ができるよう、避難誘導などの支えが必要な方たちを地域で把握する方法の一つとして「要援護者カルテ」の作成が全国的にも呼びかけられているのです。もちろん、災害時に限らず、地域における平時からの見守り体制を築くところみは、防犯や孤独死の防止などにもつながり、誰もが安心して暮らせるまちづくりの活動としても注目をされています。市では、地域における避難体制づくりとして「地域で声かけ助け合い制度」(P25で説明)を推進しています。要援護者カルテの作成にはこの制度の活用も考える必要があります。

実践プランでは、「要援護者カルテ」の策定を軸に災害時に限らず地域でのつながりを強化し、地域で様々な困難を抱える人の見守りを展開していくことに重点的に取り組むことを提案します。

実施項目① 要援護者カルテの作成

まず、要援護者カルテの対象となる「要援護者」とは、どのような方々をさすのでしょうか。内閣府が出している「災害時要援護者支援ガイドライン」では「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々」と定義されています。具体的な支援として、迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握等が必要とされます。

それでは、こうしたカルテ(台帳)は、どのように作成していけばよいのでしょうか。情報の収集の仕方には、次のような二つの方式があります。

手上げ方式

手上げ方式では、要援護者支援について回覧等で広報・周知し、自ら要援護者カルテ等への登録を希望する方の情報を収集する方法です。メリットとしては実施する際に本人への直接的な働きかけが不要であるため、実施する側の負担が少ない点、デメリットとしては、本人の自発的な意思にゆだねられるため、本当は必要な方でも本人が名乗り出てくれないと情報が収集できない点などがあります。

同意方式

同意方式では、地域の自主防災組織や民生委員の方々などが、「要援護者本人または、家族に直接登録を呼びかけ、情報を収集する方法です。要援護者一人ひとりと対話をしながら情報を収集することできめ細かい情報収集が可能になります。ただし、対象者が多く、迅速かつ効率的な情報収集が難しいというデメリットがあります。

手上げ方式



要援護者支援の制度について回覧等で広報・周知し、『自ら要援護者カルテ等への登録を希望する方の情報を収集する』方法。



本人への直接的な働きかけを行わないことから、実施主体の負担は少なく済みます。

本人の自発的な意思に委ねている点で、支援を要することの必要性が自身であまり感じられない方や、プライバシーの観点から、十分に情報を収集できない恐れもあります。



同意方式



地域の自主防災組織や民生委員の方々等が『要援護者本人または、家族に直接的に登録を呼びかけ、情報を収集する』方法。



要援護者、お一人ずつ対話をするここと、地域の中で、きめ細やかな情報を収集することが可能となります。

対象者が多く、迅速・効率的な情報収集は難しいといえます。



どちらの方式がよいかは、地域の実情に応じて決めていくことが大切です。具体的な作成方法については、社会福祉協議会が地域支え合い体制づくり事業を通じて「ささえあい BOOK 地域で要援護者をささえあうしくみづくり」を発行し、詳しく説明しています。(資料編参照) こうした進め方に基づいて、実践プランでは、この取り組みを全地区で取り組むべき活動として提案します。

実施項目② 災害時要援護者カルテと連動した日常の見守り活動の推進

要援護者カルテを作成しても、緊急時にそれを役立てていくためには、日ごろからの見守り活動を推進することが必要です。特に、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯などの見守り活動は、早期の対応や孤独死の防止にとっても大変有効な取り組みです。

民生委員・児童委員は日頃より要援護者の家庭を訪問し、声かけや相談などを行っており、こうした活動が要援護者の生活にとって大きな支えとなっています。こうした支援に加え、地域住民同士のさりげない見守りは、平時においても大変重要になります。災害時のみならず、地域住民同士の見守り活動を平時から取り組んでいくためには、災害時要援護者カルテを作成する際に、日常的な見守りに対する個人情報の開示について、同意を得ておくことが重要です。そのうえで、見守る人と見守られている人を明確にし、日ごろからの見守りを展開することを、実践プランでは提案します。

具体的には、様々な方法がありますが、例えば「ささえあいマップ」（下図参照）を地域で作成し、「漏れの無い見守り」を展開していくことなどが考えられます。また、その際には、民生委員はもちろん、社会福祉協議会、地域包括支援センターと連携し、変化を察知し、地域で解決できないときはすぐにこうした専門機関と連携できるような体制を作っておくことが重要です。

■ ささえあいマップづくり

ささえあいマップづくりは、住民のささえあいの実態を把握するために非常に有効な手段です。住宅地図に要援護者と支援者を色分けし、マーキングしていく方法は防災マップづくりと同じですが、それらに加え地域でどのようなささえあいが行われているか、線で示します。



◆ 地域で声かけ助け合い制度とは…

災害時に自力または家族などの支援だけでは、避難することが困難な高齢者、障がいのある方（災害時要援護者）を災害から守るため、市が取り組んでいる避難支援制度です。

地域連携活動サポートチームや連絡調整グループでは、要援護者カルテの作成の支援にあたっては、地域の意見を聴く中で「地域で声かけ助け合い制度」との整合性について検討していきます。

重点推進項目③ 自主財源の確保に向けた取り組みの推進

第1期地域福祉計画の中で、住民主体の取り組みとして自主財源の確保にもつながる「コミュニティビジネスの取り組みの推進」を提言されている内容において、住民協議会のアンケート結果では、実施できていない割合が高い結果になっています。しかし、これから地域福祉を進めていくうえで住民協議会の自主性・自立性を高めていくことを考えた場合、市からの交付金のみには頼らない、いわゆる「自主財源」を確保していく必要があります。

財源を確保するには、継続的に活動を行う必要があることや、住民自治に参画するという意識をもっていただく必要があることから、地区住民の皆さんや各種団体からの会費を充てることなどを検討する必要がありますが、住民協議会として新たな財源を確保していく努力も大切です。

実施項目① ふるさと納税の活用

住民協議会の財源支援策として、ふるさと納税制度を活用した松阪市ふるさと応援寄附金ふるさと『市民力』サポート制度があります。

この制度は地域に縁のある方々に、地域（住民協議会）に対して寄附をしていただくもので、各地域の住民一人ひとりが地域の広報者となって、「ふるさと」である「地域の良さ」をPRしていただき、財源の確保に努めてもらいます。

「ふるさと『市民力』サポート制度」とは

松阪市では、ふるさと納税制度を活用した、『松阪市ふるさと応援寄附金』制度を設けており、ふるさと「松阪」を応援してくださる皆様からいただいた寄附金を、松阪の魅力を高め、誇りを持てるまちづくりのための事業に活用しています。

「ふるさと『市民力』サポート制度」は、その活用分野の一つとして、寄附にあたり、生まれ育った「ふるさと」、思い入れのある「地域」など支援したい地域（住民協議会）を希望することができ、希望のあった地域（住民協議会）が寄附金を活用できるよう設けられたものです。

実施項目② コミュニティビジネスの取り組み

バザーやフリーマーケットの開催や地場産業を活用したビジネス展開に加え、イベント等への企業協賛、地区住民への有償によるサービスの提供、行政からの受託事業（指定管理者制度や景観整備事業）など、自分たちで行うことができることを知恵を絞って企画してみるのが大切です。

また、各種の民間及び官公庁の支援メニューを活用することで、取り組みの可能性が広がります。何より重要なことは、住民協議会において、これらのメニューを研究し、安定した財源の確保に努めていくことであるといえます。

コミュニティビジネスとは

コミュニティビジネスは、『地域住民が、地域の問題解決を行う上で、地域内の資源を活用しながら、継続的なビジネスの形で展開し、地域を元気にしていく事業』です。新たな産業や雇用、いきがい創出等を通じて、地域経済の活性化にも寄与する地域活動ビジネスの両面を兼ね備えた事業といえます。

コミュニティビジネスの取り組み事例

コミュニティビジネスが取り上げる事業の領域は、福祉、環境保全・リサイクル、子どもの健全育成、商店街活性化、地域の子育て支援、文化・スポーツ支援、地域物産等の加工・販売、まちづくり支援など多岐にわたります。商工会議所や商工会のまちづくりや地域特産品づくりの活動も、コミュニティビジネス事業支援と考えられます。

分野	内容
高齢者福祉・障害者福祉	<ul style="list-style-type: none">・ 自宅などを開放し、デイケアサービスやグループホームを提供・ 買い物代行、送迎支援、配食サービスを提供
環境保全・リサイクル	<ul style="list-style-type: none">・ 商店街のごみ問題を解決するための空き缶回収運動・ 家庭で発生する廃油を再生して石鹼等を製造販売・ 地域で発生した廃品などのリサイクル
子どもの健全育成	<ul style="list-style-type: none">・ 子供向け環境教育のプログラムづくりと実践・ 不登校児のための交流や自由な学習機会の提供
商店街活性化	<ul style="list-style-type: none">・ 商店街の空き店舗を活用してチャレンジショップを導入
地域の子育て支援	<ul style="list-style-type: none">・ 託児、保育を引き受ける子育て支援サークル・ 不登校児向けのスクール運営

文化・スポーツ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に映画の上映施設や美術の展示施設を創出、運営 ・ 地域対象のスポーツ、文化教室の運営
地域物産等の加工・販売	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域独自の産品を開発、製造、販売
まちづくり支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の伝統文化や歴史資源を発掘して観光に結びつける ・ 地域住民向けのHPや情報誌を作成 ・ 地域特性のある食材を活用したまちづくり

コミュニティビジネスの効果

コミュニティビジネスを地域で起こすことによって、様々な効果が期待されています。

(1) 地域問題へのきめ細やかな対応

従来の行政や企業では解決することができなかった地域社会の問題について、それぞれの地域の実情に合わせたきめ細かい対応が可能となります。

(2) 住民の生きがい創造

住民がコミュニティビジネスに携わることによって、活動を通じた生きがいを得ることができるため、自己実現を図っていくことができます。

(3) 地域産業の活性化

コミュニティビジネスは、原材料、労働力、技術、手法など、地域の資源を活用して、取り組むことから、地域産業の活性化に貢献することができます。

(4) 雇用の創出

コミュニティビジネスは、地域の新しい担い手による創業創出が期待できます。

(5) 地域経済の自立を促進

コミュニティビジネスは、住民の個別多様なニーズにこたえて、地域での人材交流や経済循環を促す接点として様々な役割を果たします。個人や地域の潜在的な力を生かし、個人や地域の実情に沿った形で、地域経済の自立を支援するような効果が期待できます。

参考：『三重県コミュニティビジネス支援サイト』

三重県 (<http://www.pref.mie.lg.jp/>) のホームページ内で

「コミュニティビジネス」を検索してください。

実施項目③ 赤い羽根共同募金の推進

各地域で集めた赤い羽根共同募金は募金額の約8割が自分のまちの様々な福祉活動に使われています。赤い羽根共同募金の仕組みについて知り、住民の理解を得るための広報活動を松阪市社会福祉協議会と連携し、募金額を増やすよう努めることで安定的な地域財源の確保につながります。

赤い羽根共同募金とは

住民相互のたすけあいを基調として、誰もが住み慣れた地域で安心してくらすことができ、自ら参加する“まちづくり”を実現するための多様な活動を財政面から支援する役割をしています。募金の種類は戸別募金・街頭募金・法人事業所募金・職域募金・学校募金・イベント募金でみなさまの協力で支えられています。

赤い羽根共同募金の活用

43地区で策定した小地域福祉活動計画や、今後策定される地域計画の活動に充てられるよう配分金事業を拡大していきます。

重点推進項目④ 人材育成プログラムの開発と人材のネットワーク強化

第1期松阪市地域福祉計画における5つの基本目標の1つ「人と人とのつながりのあるまち」を具体化する取り組みとして、「住民の主体的な活動の支援と促進」を図ることを提言しています。これまで、地域福祉活動を実践していくための人材育成研修は各種行われており、個々の分野では一定の前進があるものの、育成された人材が主体的に地域の中で実践を展開する機会が少なく、住民協議会のアンケートからも地域の人材発掘のための取り組みの推進が図られていないことが明らかになりました。

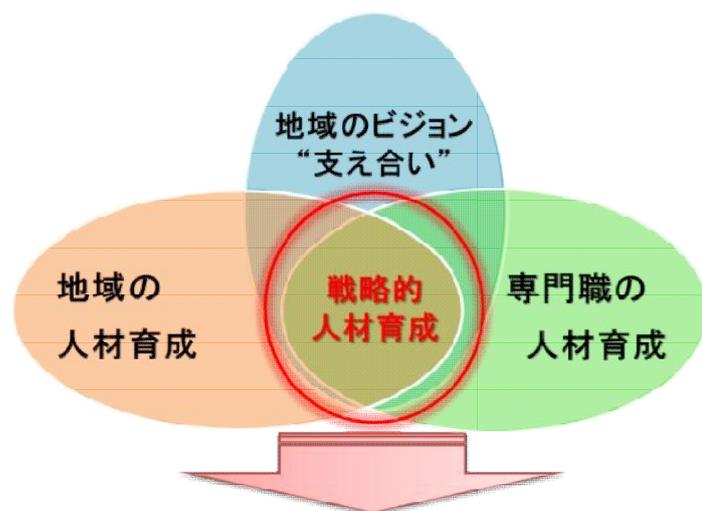
さらには、平成24年度に住民協議会が各地区において設立されることにより、住民が地域課題に対し、自らの意思決定で解決していく住民自治が求められ、今後、ますます、地域の支え合いのある暮らしやネットワークが必要とされています。それらのことから、各地域で、中心となって地域福祉活動を推進する担い手となる住民の発掘・育成・確保を図る重点施策を提案します。

実施項目① 人材育成プログラムの開発

市・社会福祉協議会が各主体の研修を一体的に組み立てて開催することによって、同方向に向けた支え合いのための研修を行うことができ、今後さらに、継続的・発展的に取り組んでいきます。その積み重ねの中で「松阪市」を変える“住民主体の風土”を育てていきたいと考えます。

そのために、市・社会福祉協議会・地域などがそれぞれ縦割りで、連携しない研修を行うのではなく。まずは支援体制と同じく市内が一体となり、地域が目指す“支え合い”を基軸としたあるべき地域像（重点推進項目など）を専門職（市・社会福祉協議会・NPO など）がお互いの役割、機能を十分理解し、地域住民（住民協議会・ボランティアなど）と連携・協働して今まで以上に力を発揮できる戦略的な人材育成プログラムの開発を行います。

また、地域住民はその地域で根を張り学びの蓄積が出来るが、一部専門職の異動などで、また一からのスタートになるなどの現状があるため、その学びや経験が蓄積できる組織体系を、5ヵ年で設計し、強い組織体系づくりを行っていきます。



一体的な地域支え合い人材育成プログラム開発

実施項目② 人材バンクシステムの活用

学びの積み重ねを記録していく

「人材バンクシステム」とは、学びの蓄積システムです。さまざまな研修・講座によって高めたチカラや学びの足あとを残しておくものです。つまり、各個人がどのような講座を受けたかを管理しておくことによって、小地域における住民の持つチカラを把握することができ、地域でどのような学びが必要なのか、必要に応じて松阪市社会福祉協議会から伝えることが可能になります。

“住民の力”と“地域の力”を高めるため、登録後の人材の生かし方や、活動の機会をどのように創出するか、また人と人との新たな関係づくりはどのような働きかけが必要なのか明確なイメージを持つことが重要であり、それを可能にする仕組みが本システムです。

人材バンクシステムには下記のような機能があります

1 研修受講者管理

研修受講者の基本情報の管理(新規、修正、削除)を行う処理

2 情報送信システム

研修受講者情報についての検索・情報の取り出しを行い、情報の送信を行う処理

3 ボランティア登録者の管理

ボランティア(個人、団体)の管理(新規、修正、削除)、ボランティア依頼状況をより詳細な情報をもって管理を行い、またそれらの情報を取り出す処理

4 ボランティアのマッチングシステム

ボランティア登録者とニーズのマッチング機能(検索しやすい仕組み)の構築

5 統計処理

研修受講者とボランティア登録者に係る統計処理システムの構築